

北上市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年9月1日

北上市長 **市長署名**

北上市規則第28号

北上市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

(別紙のとおり)

北上市狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

北上市狂犬病予防法施行細則（平成12年北上市規則第2号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p>	<p>(登録事項の変更の届出)</p> <p>第5条 [略]</p> <p><u>（動物の愛護及び管理に関する法律による特例）</u></p> <p>第6条 <u>動物の愛護及び管理に関する法律（昭和48年法律第105号。以下「動物愛護管理法」という。）第39条の5又は第39条の6の規定により環境大臣の登録を受けた犬について、市長が動物愛護管理法第39条の7第1項又は第3項の規定による通知を受けたときは、第2条の規定による申請又は第4条若しくは前条の届出があったものとみなす。</u></p> <p><u>（マイクロチップの除去）</u></p> <p>第7条 <u>動物愛護管理法第39条の7第5項の規定により、鑑札とみなされたマイクロチップを取り除いた犬の所有者は、犬のマイクロチップ除去届（様式第6号）を市長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>（鑑札の返還）</u></p> <p>第8条 <u>省令第16条の4の規定により市長に鑑札を返還しようとする者は、犬の鑑札返還届（様式第7号）に鑑札を添えて、市長に提出しなければならない。</u></p> <p>様式第2号（第3条関係）</p> <p>[略]</p>

1～9 [略]

1～9 [略]

10 マイクロチップの識別番号

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第5号の次に次の2様式を加える。

様式第6号（第7条関係）

年 月 日

北上市長様

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

犬のマイクロチップ除去届

動物愛護管理法第39条の7第5項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 除去したマイクロチップの識別番号
- 2 犬の名
- 3 マイクロチップ除去日

備考 この届出をしたときは、別途、環境省指定登録機関に対し、動物愛護管理法第39条の8の規定による届出が必要となります。

様式第7号（第8条関係）

年 月 日

北 上 市 長 様

届出者 住所又は所在地
氏名又は名称
及び代表者氏名

犬 の 鑑 札 返 還 届

狂犬病予防法施行規則第16条の4の規定により、次のとおり提出します。

記

- 1 返還する鑑札番号
- 2 マイクロチップの識別番号
- 3 マイクロチップ装着日

附 則

この規則は、公布の日から施行する。